

(5) 漁業生産基盤整備

イ 漁港漁場等の整備

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）は、水産業の健全な発展及び水産物供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港及び漁場整備を総合的かつ計画的に推進して、国民生活の安定と国民経済の発展と豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とした法律です。

この法律に基づき、本県では漁港の整備，魚礁の設置等による魚類又はアワビ・ウニ等の漁場の整備，しゅんせつ等の漁場保全事業を実施しています。

(イ) 漁港の整備

平成18年3月現在，漁港漁場整備法に基づいて指定を受けた本県の漁港は142港となっています。

本県の漁港整備は，水産資源の持続的利用と良質な水産物を安全で効果的に供給する体制の整備を図るため，昭和26年から平成13年度までの第1次漁港整備長期計画から第9次漁港整備長期計画に基づき漁港施設の整備を行ってきました。

平成14年度からは，漁港・漁場・漁村を一体的・総合的に整備を行う事業体系となったことで，水産基盤整備事業・漁村総合整備事業としてより効率的・効果的に整備を進めています。

区分	内容	漁港数
第1種	その利用範囲が地元の漁業を主とするもの	115港
第2種	その利用範囲が第1種漁港よりも広く，第3種漁港に属さないもの	21港
第3種	その利用範囲が全国的なもの	女川漁港（女川町） 渡波漁港（石巻市） 2港
特定第3種	第3種のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの（全国で13港指定されている）	気仙沼漁港 石巻漁港 塩釜漁港 3港
第4種	離島その他辺地において漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの	鮎川漁港（石巻市） 1港
計		142港

資料：宮城県産業経済部「宮城の漁港」

表4-1 県内漁港の種類と数

(ロ) 漁場の整備

本県では，水産資源の持続的な利用と水産物の安定的な供給を図るため，昭和51年度から平成12年度まで「沿岸漁場整備開発事業」により魚礁の設置等による新たな漁場の開発や水産物供給体制の整備を行ってきました。

平成13年度以降は「漁港漁村整備事業」と「沿岸漁場整備開発事業」を再編した水産基盤整備事業により，従来から行われてきた漁場開発のほか，魚介類の稚しの保護・育成などを目的とした漁場の整備にも力を入れています。また，藻場・干潟の造成，作濤・しゅんせつ等といった水産資源の生息環境の保全・創造への取組も行っています。

事業名	箇所数又は実施場所	事業量合計	事業費合計(千円)
並形魚礁設置事業	117か所	58,887 空m ³	806,244
大型魚礁設置事業	31か所	88,986 空m ³	1,337,712
人工礁設置事業	仙台湾	60,428 空m ³	720,000
	志津川湾	41,072 空m ³	472,500
	牡鹿地区	35,666 空m ³	523,880
	雄勝地区	46,614 空m ³	607,400
	唐桑地区	46,286 空m ³	698,930
	荒浜地区	31,125 空m ³	658,350
	出島地区	31,179 空m ³	750,700
	大根地区(七ヶ浜)	30,458 空m ³	751,300
	宮城県中部地区	24,141 空m ³	357,800
	仙台湾地区	31,096 空m ³	559,300
海域礁設置事業	宮城中部地区	263,023 空m ³	3,472,400
地先型増殖場造成事業	磯根漁場23地区	210,470 m ²	4,494,918
	干潟・底質改良4地区	4,660,720 m ²	2,285,120
漁港漁場機能高度化事業	牡鹿地区	53,000 m ²	146,600
漁場保全事業	気仙沼湾	325,795 m ² 190,940 m ³	1,767,860
	松島湾	660,958 m ³	2,354,900
漁場環境創造事業	志津川湾・鳥の海	45,400 m ²	323,900

表4.2 漁場整備事業実績(昭和51年から平成17年まで)

口 漁業生産施設等の整備

本県では、沿岸漁業・漁村をめぐる厳しい情勢に対処するため、沿岸漁業等の生産性の向上と従事者の地位の向上等を目的に、昭和37年から沿岸漁業構造改善事業が継続的に実施され、漁業生産基盤、近代化施設、漁村環境、都市と漁村の交流促進のための施設整備等が行われてきました。

平成13年6月に水産基本法(平成13年法律第89号)が制定された後は、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を目的に、漁業生産環境の改善に必要な施設の整備及び持続的な漁業生産体制を構築するのに必要な共同利用施設等の整備を進めています。特に本県水産物の安全・安心を確保し、一層の信頼性の向上を図るため、高度な衛生処理機能を有した力キ処理場等の整備に主眼をおいて事業を実施しています。

年度	施設区分	事業主体	事業量	事業費 (百万円)
12	増養殖用作業保管施設 (漁具倉庫)	女川町漁協	木造2階建1棟 115 m ² 休憩室, トイレ等	18.9
	増養殖用作業保管施設 (共同かき処理場)	石巻市東部漁協	木造一部鉄骨2階建1棟 748 m ² 機械室, 休憩室等	215.3
	水産物荷さばき施設 (かき共販所)	宮城県漁連	鉄骨作り平屋建1棟 314 m ² 空冷冷凍機2台, ユニットクーラー2台	49.9
	漁船保全修理施設 (漁船捲揚施設)	関上漁港	漁船捲揚機1基, 機械室 13 m ² , 台車2台, レール軌道1線, 洗浄機2基	31.5
	小計	4件		315.6
13	漁業用作業保管施設 (共同かき処理場)	歌津町漁協	鉄骨平屋建1棟 316 m ² , ポンプ室1棟 3.3 m ²	69.8
	漁業用作業保管施設 (共同かき処理場, クレーン)	志津川町漁協	鉄骨一部2階建1棟 881 m ² , トイレ1棟 15 m ² , 2tクレーン1基	251.0
	小計	2件		320.8
14	漁業用作業保管施設 (共同かき処理場)	河北町漁協	鉄骨平屋建1棟 250 m ²	49.0
	漁業用作業保管施設 (共同かき処理場)	松島町漁協	鉄骨一部2階建1棟 1,020 m ² , クレーン3基	297.0
	小計	2件		346.0
15	海水処理施設 (かき浄化処理施設)	気仙沼地区漁協 (6件)	かき浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 紫外線殺菌装置)	69.3
	海水処理施設 (かき浄化処理施設)	志津川町漁協	かき浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 電気式塩素発生機, 浄化式貯水タンク, 浄化水槽)	18.4
	海水処理施設 (かき浄化処理施設)	石巻市東部漁協 (2件)	かき浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 電気式塩素発生機, 浄化式貯水タンク, 浄化水槽)	117.6
	海水処理施設 (かき浄化処理施設)	石巻地区漁協	かき浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 電気式塩素発生機, 浄化式貯水タンク, 浄化水槽)	39.9
	漁業用作業保管施設 (共同かき処理場)	石巻地区漁協	鉄骨平屋建1棟 313 m ² , 休憩室, トイレ等	127.9
	漁業用作業保管施設 (わかめ集出荷施設)	県漁連	鉄骨平屋建1棟 1,632 m ² , 電子入札システム一式	188.0
	小計	12件		561.1

表4-3 漁業生産施設等の整備実績

年度	施設区分	事業主体	事業量	事業費
16	漁業用作業保管施設 (ほたてネット洗浄施設)	唐桑町漁協	木造平屋建て1棟 75.36 m ² , 廃水処理槽上屋	28.1
	漁業用作業保管施設 (わかめ集出荷施設)	歌津町漁協	鉄筋平屋建て 348.0 m ²	26.8
	漁業用作業保管施設 (共同かき処理場)	女川町漁協	鉄筋一部2階建て1棟 294.8 m ² , 屋外便所1棟 18 m ²	89.3
	海水処理施設 (かき浄化処理施設)	気仙沼地区漁協	かき浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 紫外線滅菌装置, 浄化水槽, クレーン等)	58.8
		石巻地区漁協	かき浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 電気式塩素発生機, 浄化水槽等)	52.1
16	海水処理施設 (かき浄化処理施設)	石巻東部漁協	かき浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 電気式塩素発生機, 浄化水槽等)	41.2
	漁場管理強化施設 (密漁監視船)	牡鹿漁協ほか7漁協	密漁監視船1隻(FRP製 6.4 t船体, ディーゼル機関 330 kW, ウォータージェット推進装置等)	25.2
	小計	7件		321.4
17	漁場管理強化施設 (赤外線カメラ監視システム)	女川町漁協	赤外線カメラ(冷却式), 望遠レンズ, 電動回転台, 鉄塔等	35.4
	漁業用作業保管施設 (共同かき処理場)	鳴瀬町漁協	鉄骨平屋建1棟 850 m ² , 浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 電気式塩素発生機, 浄化水槽等)	295.0
	小計	7件		330.4

表4-3 漁業生産施設等の整備実績(つづき)

漁業活動に必要な施設づくり

効率的かつ安定的な漁業経営を育成し、水産物の供給機能を維持強化するため、昭和37年度から漁業生産基盤として必要な共同利用施設等の整備を推進しています。

現在の漁業経営構造改善事業においては、漁業資源の維持・増大、漁場環境の保全のための整備及び資源回復計画の推進、意欲と能力ある担い手の確保・育成、合併等による漁業協同組合の経営基盤強化、並びに産地機能の強化と品質の高い水産物の供給に必要な施設の整備を総合的に実施することとしております。

1 漁業経営構造改善事業の沿革

事業名	年度
第1次沿岸漁業構造改善事業	昭和37～45
第2次沿岸漁業構造改善事業	昭和46～55
新沿岸漁業構造改善事業 前期対策	昭和54～62
〃 後期対策	昭和63～平成5
沿岸漁業活性化構造改善事業	平成6～11
沿岸漁業漁村振興改善事業	平成12～16
事業名変更：漁業経営構造改善事業(H14～)	
漁業生産基盤の整備 (県事業名：漁業経営構造改善事業) 国の補助事業が交付金へ移行	平成17～

2 漁業経営構造改善事業における重点推進項目

- (1) 生産段階における衛生処理機能の向上が図られるもの
- (2) 生産作業の効率化の向上が図られるもの
- (3) 協業化等の低コスト化が図られるもの
- (4) 国際競争へ対応するもの

3 平成17年度における施設整備状況

赤外線カメラ海上監視システム(女川町漁協)



[整備内容]

赤外線カメラ，望遠レンズ，電動回転台，伝送装置，監視モニター，鉄塔等

共同カキ処理場(鳴瀬町漁協)



[整備内容]

共同カキ処理場 鉄骨平屋建て1棟(850m²)，海水浄化処理装置等

安全な漁港・快適な漁村づくり

本県には、海岸線 5.9 km に 1 漁港の割合で計 142 の漁港が存在し、日本第 1 位の点在率となっています。

県では、地域の特性に応じた漁港漁場整備事業を通じて、漁村の生活・労働環境の改善と自然災害等に対する安全性の向上を図るとともに、良好な景観の形成を図ることとしています。また、安全で快適な漁村の形成が図られるよう、漁港・漁場への汚水等の流入負荷の低減と漁村の衛生環境の改善、漁業者の生活・労働環境の改善の一体性を考慮し、事業を推進しています。

近年は、全体的に事業費縮小傾向の中、環境整備・集落排水などの漁村関係事業及び非公共の放置艇収容対策等、漁村の総合的な振興を図る目的での事業の割合が増加しています。

1 漁港整備

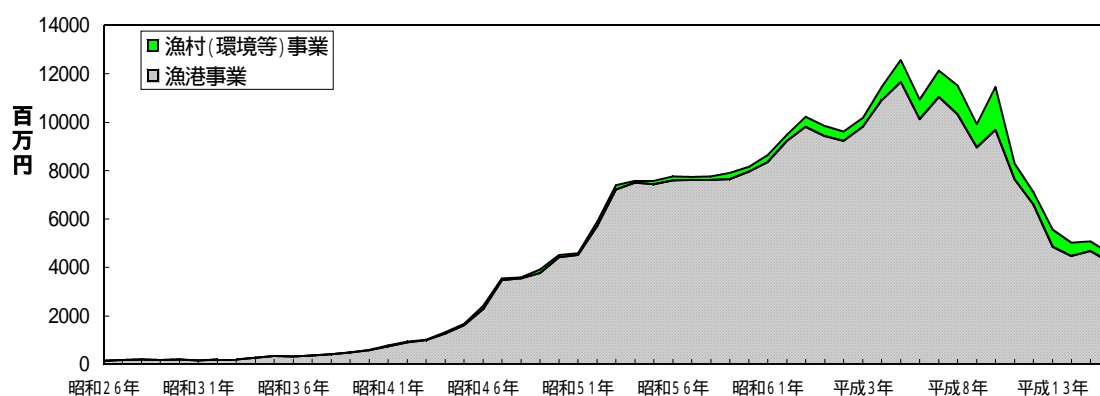
平成 17 年度の整備漁港は 37 港（漁村総合整備・港整備交付金含む）となっています。

2 海岸整備（漁港海岸の総延長：256 km）

平成 17 年度の整備海岸は 10 地区（高潮 5，津波 5）となっています。

3 漁村環境整備

漁港漁村における下水道等の普及状況（平成 13 年度末現在）は県全体で 75%（整備人口）となっています。県内 142 漁港 214 地区のうち、漁業集落環境整備事業での整備が予定されていた 47 地区中 8 地区の整備を完了しました。



漁港事業と漁村関係事業の事業費の推移